

第9回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年12月6日(木) 午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
		10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(1名)	9番 山本 壽孝 委員			
推進委員(8名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣			
提案議案	第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第39号議案 非農地の現況証明について 第40号議案 農用地利用集積計画の決定について 第41号議案 農用地利用配分計画の策定について 第42号議案 平成31年農業労働賃金等標準額の決定について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について 第2号 時効取得による所有権移転登記の通知について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	<p>ただ今から、平成 30 年度 第 9 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただ今の出席委員は、11 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p>
	議長	<p>(出席者全委員で農業委員会憲章の唱和)</p> <p>長谷川会長あいさつ (中略)</p> <p>それではこれより会を行います。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めさせて頂きますことをご了解頂きます。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	<p>続きまして、本日の議事日程は、皆さんのお手元に配布してあるとおりでございます。</p> <p>次に「議事録署名委員と書記の指名」について議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項により、議長において指名をすることにご異議はございませんか。</p>
		<p>《無し。の声》</p> <p>はい。ご異議無い様でございます。異議無しと認め、議事録署名委員には 10 番の土海政信委員、そして 11 番の山下和子委員を指名致します。なお、会議書記におきましては事務局職員をお願いを致します。次に会期の決定でございますが、「会期の決定について」を議題と致します。お諮りを致します。この総会の会期は、平成 30 年 12 月 6 日の本日 1 日と致します。これにご異議はございませんか？</p>
3 議事	(議長)	<p>《無し。の声》</p> <p>はい。ご異議無い様でございます。異議無しと認め、この総会の会期を本日 1 日と致します。それでは議事に入ります。議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の可否決定についてを議題とします。それでは事務局の説明を求めます。</p>
議案第 37 号	事務局	<p>議案第 37 号の説明を行います前に、先月 11 月総会の農地法第 5 条審議の中で、社会福祉法人 ●●の転用計画の中の農園について、農地法 3 条で処理を行うことについて説明をさせて頂き、内容については許可相当であるとの了承を総会で頂いているところであります。11 月総会後に社会福祉法人 ●●から 3 条申請が出て参りましたので、県からの指導もありまして、今月案件と</p>
農地法第 3 条の規定による許可申請について		

して正式に審議頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは 議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。

番号 1 譲受人は 田後●●、譲渡人は 上浅津●●。土地の所在 大字 長江——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 1,631 m²。売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 294 アールであります。

次の番号 2～4 は、社会福祉法人●●が施設入所者を対象に、農作業による機能回復訓練等を目的とした社会福祉事業の一環として農地を取得するものです。

(資料は 2-1 頁)

番号 2 譲受人は 鳥取市社会福祉法人●●。譲渡人は 上浅津●●。土地の所在 大字 上浅津——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 5,064 m²の内 486 m²。

番号 3 譲受人は 番号 2 と同じく●●、譲渡人は 上浅津●●。土地の所在 大字 上浅津——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 1,623 m²の内 704 m²。

番号 4 譲受人は 同じく●●、譲渡人は 岡山市中区●●。土地の所在 大字 上浅津——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 1,236 m²の内 401 m²。

番号 2,3,4 とも売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 15 アールです。農園の区域の図面を次の頁 2-1 に改めてつけておりますのでご確認をお願い致します。

番号 5 譲受人は 方地●●、譲渡人は 鳥取市●●。土地の所在 大字 方地——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 268 m²。売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 161 アールです。

以上の申請につきまして、番号 1 と番号 5 は農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

また、番号 2～4 につきましては、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハ及び同法施行規則第 16 条第 1 項の規定に基づき、申請内容について、農地の全面利用、常時従事者の要件、周辺農地との調和について審査したところ、問題は無いことから、許可要件を満たしているものと考えられ

	<p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>ます。以上であります。</p> <p>説明が終わりました。ただ今から質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。番号1番から5番まで一括して質疑を受けます。それでは河井推進委員どうぞ。</p> <p>この3条の件ですけどね。1番5番は分かるんですけど。2,3,4の、この上浅津ですね。この場合、譲受人が受けた訳でしょ？面積を。5,064㎡の内486㎡とか、1,623㎡の内704㎡とか。これはどう云う事を言われるんですか？それからこっちのね、権利取得後の経営面積。4,11,15。</p> <p>はい。説明をお願いします。</p> <p>先に権利取得後の経営面積を説明させていただきます。3筆のそれぞれの1部分、農地の合計と致しまして15アールでありますので、番号4の所には15としておりますけども。時系列で行くと、ちょっとずつ増えると云う風にしておいた方が分かり易いのか。どっちが分かり易いかなと云う事で。</p> <p>譲受人がもらう訳だから、この人がね、権利取得後の面積と云うか、農地を利用する訳では無いからね。</p> <p>説明を。</p> <p>これは3条ですので、あくまで農地として取得です。もちろん経営と云う面では、確かに販売として耕作する訳では無いので、純粋な「経営」と云う訳ではありませんけれども、一覧表にこうやって「権利取得後の経営面積」と云う欄を設けておりますので、分かり易い様に数字は入れさせて頂きましたけれども。あくまで入所者の為のリハビリ目的であったり、余暇活動であったりの為の農園と云う位置付けであります。で、その為の取得と云う事で、便宜上経営面積の所に数字は入れさせて頂きました。</p> <p>それから最初の質問なんですけれども。それぞれ筆の一部分の、農地としての取得と云う事になりますので。全体として、当然転用計画と云うものもございましたので、筆全体を社会福祉法人●●に、売買により所有権移転。渡すんですけども。この度の3条の部分につきましては、転用ではなくて、農地として使用すると云う事で。この3条の許可書を交付するに当たりましては、この図面を付けて、分筆をして。所有権移転と分筆を同時にやってくださいと。完成形としては分筆をして、ここは農地、地目はあくまで畑になりますので、今度は。畑とそれから雑種地と云うことで、登記地目が分けられる様に分筆を下さいよと云う事を、条件を付けて許可をする予</p>
--	---	---

	<p>河井推進委員 議長</p> <p>河井推進委員 事務局 議長</p> <p>事務局</p>	<p>定にしております。</p> <p>もうちょっと分かり難いな。</p> <p>分かり難いですか？もうちょっと説明してください。</p> <p>仮にね。2番の方に5,064㎡の内486㎡と云うのは、どう云う意味ですか？</p> <p>そっちの方ですか？よろしいですか？</p> <p>はい。</p> <p>2-1の図面をお開き頂けますでしょうか？この図面で、上浅津——と云いますのが、丁度この図面の中央部分。これ、全体が赤囲い。三方が赤囲いで、上浅津——との間はちょっと黒っぽくなっておるんですけども。そこの所が一筆5,064㎡であります。その内青く囲っているのを農園としての利用となりますので、そこの部分が486㎡。よろしいですか？青く塗っている所以外は、転用の方で先月ご審議頂いた5条転用になります。</p>
	<p>河井推進委員 議長</p>	<p>はいはい。分かりました。</p> <p>えーっとね。ちょっと待ってくださいよ。河井推進委員のご質問は、この青線の所は農地だと云う事は、これは理解できますよね？で、この社会福祉法人●●の中で、農地を持つと云う事について、そこのところちょっと説明が。農地を。そのあたりの説明を。</p>
	<p>事務局</p>	<p>はい。今、会長からお話がありましたけれども。社会福祉法人●●が農地を持つことができるのか？と云う事を説明をしておりますので、ちょっとご理解頂けない面があるかと思うんですけども。農地法第3条の中に、試験研究の為だとか、或いは医療、或いは社会福祉事業の一環として社会福祉事業の目的の為に農地を取得する場合には、許可することが出来ると云う規定がございます。で、この度、社会福祉法人●●、取得目的は、入所者の日常生活する為の機能回復訓練、或いは入所者の余暇活動を目的として、施設の職員がサポートをしながら、こう言ったことをさせると云う、社会福祉事業の一環と云う事で農地を求めるものですから、許可することが可能なものであると云う事になります。</p>
	<p>河井推進委員 議長</p> <p>河井推進委員 議長</p>	<p>分かりました。</p> <p>良いですか？</p> <p>はい。</p> <p>はい。それでは中村委員どうぞ。</p>

	<p>中村委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>山本正義推進委員 議長</p> <p>山本正義推進委員 議長 事務局</p> <p>山本正義推進委員</p>	<p>今の説明のところで、2-1の図面ですね。これ、赤枠の各所有者の方の土地の中に、離れ島と云うか浮き島の様な格好で印が付いている。これ、こんなやり方って出来るんですか？道も何にもないですけども。</p> <p>はい、それでは説明を。</p> <p>先ず、分筆が出来るかと云う事を先ず。出来ます。先ず出来ると云うことがありますので。要は日の丸弁当みたいにポツンと。そう云った分筆も可能であると云うこと。それから、今実際こうやって使えるかどうかと云う話なんですけども、先月の5条転用の事業計画の中で、図面はついてたんですけども。2-1の図面で行きますと、青い所のぐりに園路が設けてございまして。通路ですね。通路が設けてありまして、その農地の北側。図面で行くと上側は庭園になりますし、右側はグラウンドになります。で、図面上右側に在る道が、老人ホームの入所者の方たちが歩いて来られて。赤枠のその上の方側の、右上の方側に、水路に橋を掛けまして、そこを出入り口と致しまして、グラウンドを横切って農地の方の通路に行って農地に行くと、そう云う事になります。——の筆の大部分がグラウンドになるものですから、真っ直ぐそのまま突っ切って歩いて行けると云う事ですし、耕うん機などもそのまま行けると云う話になります。すみません。転用の図面が無いので分かり難くて。先月の図面を出しておりましたので、ちょっと省略はさせていただきました。すみません。</p> <p>はい。良いですか。判って頂けましたか。先月は5条で出しております。その中に農地と云うものがあるものですから、農地の所有権移転と云う事で、この度あらためて3条の方で出したと云う事でございます。その他ご質問ございますか。</p> <p>ちょっと良いですか？</p> <p>どうぞ。山本推進委員どうぞ。</p> <p>5番の方地の分だけども。これは屋敷？</p> <p>はい。お願いします。</p> <p>これは場所が分からないと云う質問でよろしいでしょうか。地元の方でしたら云うだけで分かると思いますけれども。舎人会館の所から集落に入る幹線がありますね。その幹線、入って右側の所です。ちょうど、最初に左側、北側に抜ける道の右側ですね。</p> <p>右側。それでこれ、息子の名前になっているけれども。大体これ、この息子の親の名前になっ</p>
--	---	---

<p>議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 事務局</p> <p>議長 山本正義推進委員</p> <p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>てないかな。屋敷と。</p> <p>どうぞ説明してください。</p> <p>この譲渡人●●さんの名義に、相続で平成 22 年に変わっております。で、以前は▲▲さんと云う方の名義、親ですかね。で、平成 22 年の相続をされて。名義はこの方に変更しております。要するに、簡単に言いますと集落内の中にある農地として残っていたものなんですけれども。譲渡人は鳥取市の方ですから、管理もままならないと云う事で、集落内の方に譲ると。売買ですから売ると云う事で折り合いがついたものであります。</p> <p>山本推進委員、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。その他質疑はございますか。質疑はございませんか。それでは無い様でございますので、質疑は終結を致します。それでは採決を行います。議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、これを許可することを賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、これは許可相当と云う事で、認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>はい。議案は 3 頁でございます。議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁、別添資料 1 の 1 頁～4 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 はわい長瀬——、現況地目は 畑、転用面積は 497 m²、転用計画の用途はその他の用地、施設概要は資材置場で、建築物はありません。譲受人 倉吉市 株式会社●●、譲渡人は、兵庫県三田市●●。売買による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は第 3 種農地、区分決定根拠は 駅・役場等から 300m 以内 です。許可根拠規定は 第 3 種農地につき原則許可、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資有りです。</p> <p>事業内容は、資材置き場で、真砂土により 0.1m の造成・整地を行うものです。農業振興地域</p>
--	---	--

整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書がと隣接耕作者の同意書が添付されています。

頁をめくって頂き 3-1 頁が航空写真による位置図です。写真の右側の縦に通っている道が、役場の横からはわいインターへ向かう道で、申請地の南側に長瀬神社があります。別添資料 1 の 1 頁目が現地写真です。頁をめくって頂き 2 頁目が農地区分の決定根拠。3 頁目が公図、4 頁目が土地利用計画図と用地境界付近の断面図です。申請地の東西と南側は、申請地よりも高くなっており、北側との隣地境界にはブロック積みを行うため、雨水による土砂流出の恐れはありません。

申請につきまして、譲受人は造園・エクステリア業を営んでおり、山陰道にほど近く、鳥取や米子方面への運搬移動がスムーズに出来る場所で注文資材や鉄筋資材の一時保管場所を探していたところ、本申請地を選定し、譲渡人との合意に至ったものであります。

続きまして番号 2 です。

(資料は 3-2 頁、別添資料 1 の 5 頁～7 頁)

番号 2 土地の所在 大字 橋津——。現況地目は畑、転用面積は申請地内に 24 m²の農業用倉庫がありますので、683 m²の内、24 m²を差し引いた 659 m²です。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、宅地拡張で、建築物はありません。計画はありません。譲受人 橋津●●と●●。譲渡人は、はわい長瀬●●、売買による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は第 2 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域に近接する区域内 です。許可根拠規定は 代替地なし、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資有りでございます。

事業内容は、宅地拡張。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書並びに隣接耕作者の同意書が添付されています。

頁をめくって頂き 3-2 頁が航空写真による位置図で、高規格道路山陰道と国道 9 号の近傍です。別添資料 1 の 5 頁目が現地写真です。次の頁 6 頁目が農地区分決定根拠。7 頁目が公図です。申請地は隣接の宅地と同じ高さに造成してあり、L 字擁壁で土留めが行われているため、雨水による土砂の流出はありません。

申請につきましては、申請地隣接の宅地が以前は本申請の譲渡人の所有地でしたが、宅地の譲渡に併せて本申請地も譲受人に引き受けてもらいたいとの希望がございましたことと、それから宅地の用地が西側は家のギリギリであるために、譲受人の方も宅地の拡張をしたいと云うことで

	<p>議長</p> <p>山下昇委員</p> <p>議長</p> <p>土海委員</p>	<p>双方が合意がしたものであります。</p> <p>以上、番号1, 2とも、周辺への土砂流出の恐れは無く、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。</p> <p>はい。それでは番号1番2番と、説明をして頂きました。それぞれ現場の方に出向いて現地確認を行っております。番号1番の方につきましては山下委員。番号2番につきましては土海委員にそれぞれ現地確認の報告をして頂きます。先ず番号1番。この報告をお願いします。山下委員、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは報告致します。本日の確認者は、会長と職務代理、そして農業委員の私山下と土海委員、そして徳岡推進委員、事務局、合計6名で現地に行きまして参りました。1番のはわい長瀬の件ですけれども、別紙の資料1の2頁を先ず見て頂いた方が、大きな位置が分かると思います。資料1の2頁です。こちらの役場から海の方、北側に向かって左上の所に赤い印のついている所でございます。それでかなりこれをアップしたところが本冊の3-1です。3-1のところ丁度中ほどに赤い線で枠が囲ってあると思います。これが拡大位置図です。下の所は長瀬神社と云う所です。それでその赤枠の左の方には1軒民家が建っております。そして北側海の方、隣りはまだ畑として残っております。それでさらに、そこら辺の現地写真は資料1です。資料1の1頁。一番上の所が、写真が、前方に見えますのが長瀬神社です。南に向かってです。それから下の写真は、神社の方から西の方に向かっての写真です。それから右の方は北に向かっての写真です。それから、隣の民家とは少し差がついておりますし、北側の方には次の畑と若干差がありますけれども、説明がありました様に北側には5段積みのブロックを積むとか、それから真砂土の造成によってするとか云う様な事です。そう云った事ですので、隣の方に雨水による土砂流出は無いと思しますので、農地への支障は無いと考えます。従って、この転用計画を認める事について問題は無いと考えております。以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。続きまして番号2番。この2番の現地確認報告は、土海委員にお願い致します。よろしく申し上げます。</p> <p>そうしますと、2番の現地確認報告をさせていただきます。場所は橋津。現地の写真ですけども、別紙の6頁、新しい9号線と旧9号線、今179号線なっておりますけども。そこの立体交差した</p>
--	--	--

<p>議案第 39 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>所の近くになります。それで、地上げをされて現在は畑地となっておりますけども、長い間作られていない様でした。それで、用途については住宅用地。それから施設概要については宅地拡張と云う事です。それから立地基準については住宅等が連たんする区域に近接する区域内と云う事で、許可根拠としては代替地無しと云う事でございます。それから周りの農地への支障も無い様でした。それで、この畑の両へりは水田でありまして、先ほど説明がありました様に擁壁で土留めがしてありましたので、この申請につきましては問題は無いと云う風に考えております。以上です。</p> <p>はい。ご苦労様でした。それでは説明と、それから現地の確認報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。1番と2番一括して行います。</p> <p>質疑はございませんか。それでは質疑は無い様でございますので、質疑を終結致します。それでは採決を行います。議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請」について、これを認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請」につきましては、これを認めることに意見決定致します。</p> <p>続きまして、議案第39号「非農地の現況証明について」を審議致します。それでは説明をお願い致します</p> <p>議案第39号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第2条第1項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は4-1頁と別添資料1の8頁)</p> <p>番号1 申請人 倉吉市●●、土地の所在 大字 小鹿谷——、地目 台帳 畑、現況 宅地、面積 340 m²。平成10年頃より、父が体調を崩し耕作できなくなり現在に至るものです。</p> <p>頁をめくって頂き、4-1が航空写真による位置図です。現地の写真は、資料1の8頁です。</p> <p>(資料は4-2頁と別添資料1の9頁) 議案書に戻って頂き、</p> <p>番号2 申請人 宇谷●●、土地の所在 はわい長瀬——、地目 台帳 田、現況 原野、面積 1,490 m²。20年以上前に耕作を止め、原野化し現在に至るものです。</p>
----------------------------------	----------------------------------	--

	<p>議長</p> <p>徳岡推進委員</p>	<p>航空写真による位置図は、頁をめくって頂き、4-2 頁。現地写真については資料 1 の 9 頁です (資料は 4-3 頁と別添資料 1 の 10 頁)</p> <p>番号 3 申請人 鳥取市●●、土地の所在 大字 宇野——、地目 台帳 田、現況 原野、面積 1,428 m²。20 年以上前から耕作しておらず、原野化している状況です。</p> <p>航空写真による位置図は、頁をめくって頂き 5-3 頁で、次の番号 4 の場所も併せて表示しておりますけれども、番号 3 につきましては左側に三角形に近い様な形をしている所でありまして、現地写真については資料 1 の 10 頁目でございます。なお、こちらの土地につきましては集落の幹線道路に隣接していると云う事もあり、地主さんの方で集落に迷惑を掛けてはいけないと云う事で、道路べりについては手を加えて、保全管理なりしておられる状況は継続しております。</p> <p>(資料は 4-4 頁と別添資料 1 の 11 頁)</p> <p>番号 4 申請人 宇野●●、土地の所在 大字 宇野——、地目 台帳 田、現況 原野、面積 780 m²。同じく大字 宇野——、地目 台帳 田、現況 原野、面積 402 m²。同じく大字 宇野——、地目 台帳 田、現況 原野、面積 750 m²。20 年以上前から耕作しておらず、原野化している状況であります。</p> <p>航空写真による位置図は、先ほどご覧頂いた 4-3 頁。現地写真については資料 1 の 11 頁でございます。以上です。</p> <p>はい。それではこの案件につきましても現地で確認を行っております。現地の確認報告は、先ず番号 1 番が徳岡推進委員。番号 2 番が山下昇委員。番号 3 番と 4 番を一括して土海政信委員にそれぞれ報告をして頂きます。それでは番号 1、徳岡推進委員報告をお願い致します。</p> <p>はい。そう致しますと、番号 1 番の報告をさせて頂きます。事務局の方から説明がありました様に、荒れている土地でございまして。資料 1 の 8 頁を見て頂ければ写真がありますので、良く分かると思いますが。この上と下の宅地の方側から写してある写真でありますけれども、一番良く分かるのは、下の方の写真の赤い線の手前が宅地側、向うが畑になっている土地でございます。非常に、もう既に原野化しておりまして、非常に荒れている所でございます。申請人の方もですね、倉吉の方ですし、父も体調を崩していることことから、畑地に戻すと云う事は大変困難であると思われまます。非農地として認める事には問題は無いと考えております。以上でございます。</p>
--	-------------------------	--

<p>議案第 40 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>議長 山下昇委員</p>	<p>はい。ご苦労様でした。それでは番号 2 番、山下昇委員、報告をお願い致します。</p> <p>はい。2 番の報告です。資料 1 の 9 頁です。9 頁を見て頂きますと、赤い線で囲ってありますが、ここなんです。それで航空写真で見れば、本冊の 4-2 の所になります。ここに大きな田が三つありますけども。田んぼだった所がですね。9 頁の写真の様に。それこそ 2m 位ある様な葦やスキとかこう云う物が繁茂している状況です。と云った事で、容易にこれが農地に復元することは困難だと思います。20 年以上と書いてありますが、これの様子は見ておりますが、倍の 40 年以上も前からこう云う状態だと思います。農地にすることは不可能だと思いますので、そう云った事で困難です。以上です。</p>
	<p>議長 土海委員</p>	<p>はい。ご苦労様でした。それでは番号 3 番 4 番、これを一括して土海政信委員、報告をお願い致します。</p> <p>そう致しますと、番号 3 番 4 番を説明させていただきます。所在については宇野でして、本冊 4-3 の尾崎家住宅の近くに位置しています。それから資料 1 の 10、11 に写真がついています。それで台帳は田になっていますけれども現状は原野と云う事で。現地確認しましたところ、20 年以上耕作しておられないと云う事で、写真の様に葦が生えたりとか耕作が困難な状況になっておりました。それから排水も悪く、耕作するには難しいんじゃないかと云う風に見て参りました。と云う事で、非農地として認めても良いのではないかなと云う風に感じて帰って参りました。以上です。</p>
	<p>議長 (議長)</p>	<p>はい。ご苦労様でした。それでは説明と、それから現地確認の報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑はございませんか。無い様でございますので、それでは質疑はこれで終結致します。それでは採決を行います。議案第 39 号「非農地の現況証明」について、申請どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第 39 号「非農地の現況証明」につきましては、原案どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定」について。この事について審議を行う訳でございますが、議事参与の制限がございます。これから申します委員の方は退席をお願い致します。山上真治委員、土井繁美委員、北野文夫推進委員。以上御三方は、農業委員会等に関</p>

	事務局	<p>する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして退席をお願い致します。</p> <p>(山上真治委員、土井繁美委員、北野文夫推進委員 退席)</p> <p>それでは会を続行致します。議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」を審議致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 30 年 12 月 14 日です。</p> <p>(資料は 5-1 頁から 5-10 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借り人 26、貸し人 91 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 5 件で 12,191 ㎡、3 年以上 6 年未満が 66 件で 128,597 ㎡、6 年以上 10 年未満が 12 件で 18,319 ㎡、10 年以上が 15 件で 22,548 ㎡です。それから、所有権移転が 1 件で 2,354 ㎡です。設定作物等面積は、水田として利用が 159,416 ㎡、転作田として利用が 19,179 ㎡、樹園地として利用が 2,257 ㎡、普通畑として利用が 3,157 ㎡。利用権設定面積率は 1.405%であります。</p> <p>詳細については次の頁 5-2 から 5-10 頁までの各筆明細一覧をご覧くださいと思います。</p> <p>「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
	議長	<p>それでは、概要の説明がございました。今、議事参与の制限の網に掛かっている方が 3 名で退席しておられます。先ずその 3 名の方の絡みのございます案件を処理して行きたいと云う風に思います。それが済みましたら 3 名の方に入って頂いて、一緒に審議をして行きます。番号を。</p>
	事務局	<p>5-2 頁目、整理番号 8。次、頁が飛んで 5-4 頁。整理番号 20, 21, 22, 23, 24。そこまでです。</p>
	議長	<p>それでは各筆明細、この 6 件の件ですけれども、先に審議をしたいと云う風に思います。皆さんの方から質疑はございますか。それではこの 6 件につきまして採決を取りたいと思います。6 件のこの提案につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員の方が賛成でございますので、これで御 3 名の方に入って頂きます。</p> <p>(山上真治委員、土井繁美委員、北野文夫推進委員 着席)</p>

	事務局	<p>それでは会を続行致します。説明をお願いします。</p> <p>先ほど農地利用集積の貸借につきまして説明しておりましたけれども、各筆明細最後の頁、5-10 頁の整理番号 99 番。こちらが、所有権移転がございます。1 件であります。こちらは農地保有合理化事業を活用した所有権移転を行うもので、今月は土地所有者から担い手育成機構が土地を買い上げるものを、計画として上げております。で、翌月以降の利用集積計画におきまして、担い手育成機構から土地を求める担い手へ売り渡しを行う計画が上がって来るものであります。具体的には●●さんの土地を、宮内の●●さんが購入されると言う計画でございます。2 段階の手続きを経る必要がございますので、今月は地主さんから機構が買い上げる。で、来月以降に機構から●●さんが土地を買うと。そう言う流れになりますので、ご承知ください。この会の中でも、以前この事業を活用されて土地を取得された方もございますので。最近は少なくなりましたけれども、以前はちょこちょこ、担い手の方が農地を購入される際にはこう云った計画をされていた事がございます。以上であります。</p>
	議長	<p>それでは説明が終わりましたので、引き続き審議を行います。それでは皆さんの方から質疑はございますか。</p>
	山下昇委員	<p>一つ、では。</p>
	議長	<p>どうぞ。山下昇委員どうぞ。</p>
	山下昇委員	<p>今 99 番の事をちょっと触れられましたけども。その所有者から一旦機構が買って、そしてまた次の方に売る。その、機構を通さずに直にすると云う様な場合と、機構を経由する場合とどう云う風に。ちょっと。</p>
	議長	<p>説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>はい。一般的には直接売買して、農地法 3 条の手続きで所有権移転するんですけども。担い手の方の場合は、この農地保有合理化事業と云うものを利用して、担い手育成機構。中間管理事業をやっている担い手育成機構が、一旦取得して売り渡しをすると云うのをすると、登記手数料とか税金の割引が活用できるんですよ。最近は、ただでも良いからもらってくださいと云う話で。じゃあ、ただでももらいますよと云う事ですから、活用する必要はなくて、3 条の所有権移転で済んじゃいますけれども。以前はですね、羽合の田んぼとかの値段も高かったですから、買うのに登記手数料や税金なんかの事もあったりしますので、こう云った事業を活用されていた方はそれ</p>

<p>議案第 41 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>山下昇委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>なりに有りますし、他所の町では結構、特に東伯郡の西の方の町では結構活用されている状況であります。湯梨浜ではあまり活用が無かったですけど。と云う事です。メリットがある訳です。</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。無い様でございます。それでは質疑を終結致します。それでは採決を行います。議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」でございますが、原案どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員の方でございますので、議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、議案第 41 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。この件につきましては、議事参与の制限がございます。従いまして山上委員の退席をお願い致します。</p> <p>(山上真治委員 退席)</p> <p>それでは会を続行致します。議案第 41 号「農用地利用配分計画の策定」について、説明を求めます。</p> <p>はい。議案は 6 頁でございます。議案第 41 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 6 頁と別添 資料 2)</p> <p>資料 2 の農用地利用配分計画案をご覧ください。頁をめくって頂き、各筆明細でございます。</p> <p>整理番号 1 権利の設定を受けるもの 北栄町 株式会社●●。土地の所在は記載のとおり 3 件で、面積合計 2,772 m²、10 年の使用貸借、水稻栽培です。</p> <p>整理番号 2 権利の設定を受けるもの 同じく株式会社●●。土地の所在は記載のとおり 2 件で、面積合計 1,963 m²、5 年の使用貸借、水稻栽培です。</p> <p>整理番号 3 権利の設定を受けるもの 鳥取市 株式会社●●。土地の所在は 記載のとおり 8 件で、面積合計 6,755 m²、10 年の賃貸借による枝豆栽培。賃借料は 10 アール当たり 2,000 円です。</p>
--------------------------------------	--	--

	<p>議長</p> <p>山下昇委員</p> <p>議長</p> <p>山下昇委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>整理番号4 権利の設定を受けるもの 番号3に同じく株式会社●●。土地の所在は 記載のと おりの6件で、面積合計5,922㎡、5年の賃貸借による枝豆栽培。賃借料は10アール当たり2,000 円です。</p> <p>整理番号5 権利の設定を受けるもの 倉吉市 株式会社●●。土地の所在は 記載のと通りの3 件で、面積合計3,021㎡、10年の使用貸借による水稻栽培です。</p> <p>整理番号6 権利の設定を受けるもの 田後 株式会社●●。土地の所在は 記載のと通りの1 件で、面積は1,356㎡、10年の使用貸借による水稻栽培です。</p> <p>整理番号7 権利の設定を受けるもの 番号6に同じく株式会社●●。土地の所在は 記載のと 通りの3件で、面積合計3,134㎡、2年の使用貸借による水稻栽培です。</p> <p>整理番号8 権利の設定を受けるもの 倉吉市 株式会社●●。土地の所在は 記載のと通りの3 件で、面積合計3,021㎡、2年の使用貸借による水稻栽培です。</p> <p>整理番号9 権利の設定を受けるもの 藤津 合同会社●●。土地の所在は 記載のと通りの8 件で、面積合計9,229㎡、2年の使用貸借による水稻栽培です。</p> <p>整理番号10 権利の設定を受けるもの 倉吉市 株式会社●●。土地の所在は 記載のと通りの 5件で、面積合計5,066㎡、6年の使用貸借による水稻栽培です。</p> <p>整理番号11 権利の設定を受けるもの 藤津 合同会社●●。土地の所在は 記載のと通りの2 件で、面積合計3,144㎡、10年の使用貸借による水稻栽培です。以上であります。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑は ございますか。</p> <p>はい。一つ。</p> <p>はいどうぞ。山下委員どうぞ。</p> <p>ここにちょっと見当たらん様ですけども。今年夏、農業委員さん、或いは推進委員さんでちょ っとフォローした、畔草を刈ったりした上浅津の地区と南谷の地区の田んぼはですね、どの様な 動きになっているのでしょうか？</p> <p>説明できる？はい、お願いします。</p> <p>はい。草刈りをした所。●●さんの耕作予定地だった所が●●さんが出来なくて荒れてしまっ た所なんですけれども。契約は●●さん本人のものと、別の方からの全部作業受託もあった関係</p>
--	--	---

	<p>河井推進委員</p> <p>山下昇委員</p> <p>議長 河井推進委員 議長 事務局</p> <p>河井推進委員</p>	<p>でお尋ねと云う形になったと思うんですけども。光吉赤池のあたりは未だ。予定としてはですね、12月の内に水田の担い手の方々にお集まり頂いて、配分の打ち合わせをしたいと思っております。で、担い手の方に引き受けてもらう様な構想を、事務局としては持っておりますし、担い手の方の方も増やしたいと云う希望をお持ちですので、それで調整を付けたいと思っております。で、上浅津の方はちょっと。あそこは当に上浅津営農組合さんの方で調整を図っておられる関係で。表面上は利用権設定とか出て来ない。上手に上浅津営農組合さんで回しておられると云う事で。お任せです。</p> <p>うちの話が出たので、じゃあ。上浅津の方は皆さんにお世話になったんですけどね。一応あれは▲▲に出したのを●●さんに行った訳ですので。▲▲さんと今後話をする事にしています。本人も了解しています。</p> <p>とにかく、誰も耕作しないと云う形で残ればね、草茫々になっちゃいますし。何とかまあ、条件の良い所の田んぼですのでね。そう云う事の無い様にしてもらいたいですし。努めねばならんんですけども。</p> <p>はい、河井推進委員どうぞ。</p> <p>利用配分計画でね、この契約期間。4年とか5年とか2年とか。そうやってたかなと思って。説明を求めます。</p> <p>この契約期間につきましては、意味合いが実は2つありまして。地主さんが、基本的に長期預けても良いよって云う場合には10年契約みたいな形で、何とか契約してもらう様な形を大体は基本としておりましたので。ただ10年はちょっとかなわんから5年にしてくれと云う希望の方も、地主さんもありますし、2年とかと云う事もあったりします。先ずそう云う事で、地主さんの希望として期間が変わってると云う事もありますし、それから耕作者の方でね。言ってみれば場所替え的と云うか。ちょっと取り敢えずは5年で。10年と云う土地ではあるけども5年でちょっと様子を見ようかと云う風な耕作者の方の希望もあったりしまして。双方の分で違いが出て来ております。</p> <p>分かりましたけども、一応中間管理機構に出すのは5年以上と云う事で決まったのではないかと。今までは。2年とか無かったんじゃないかと思ったのでね。2年とかどうやって決まったのかなと思って、ちょっと質問した訳です。</p>
--	--	---

<p>議案第 42 号 平成 31 年農業労働賃金等標準額の決定について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>はい。 補足を。ちょっとすみません。基本的に長期と云う事で。うちの農業委員会では5年以上を基本に。みたいな事でね、当初お話をさせて頂いた経過があります。で、2年と云いますのが出て来ておるんですけども。当初平成 26 年で中間管理事業、出発しまして。その時から出来るだけ土地を固めようと、配分替えをしておったんですけども。配分漏れですね。事実上の手続き漏れがありまして。耕作者はちゃんと移ってまとまる様な形でしていたんですけども、貸し借りの中間管理の配分の方がですね、漏れがあって入れ違いの状態が残っていたものが有りましたので、これを正式に配分し直そうかと云う事になりまして。貼り付けするにあたって、本来ですと5年とかの配分でちゃんとすべきところが、残りの年数でちゃんと正しくしておこうと云う事になりましたので2年とかが出て来てしまいました。すみません。そこは事務局の方のミスであります。</p>
	<p>議長</p>	<p>じゃあ、この事については、この度がこう云う風になっているけれども、これ以降は無いと云う事だな。5年以上で。</p>
	<p>事務局</p>	<p>ただ条件的には、配分替えをしてほしいと云う申し出があった場合には、契約の途中になりますのでね。</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>中途でね。 だから5年契約の残り3年なり何なりと云う事は、出て来る可能性はあると思います。</p>
	<p>議長</p>	<p>その他質疑ございますか。無い様でございますので、それでは質疑はこれで終結致します。それではお諮り致します。議案第 41 号「農用地利用配分計画の策定」につきまして、申請どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。 《全員賛成》 全員の方でございますので、議案第 41 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案どおり認めることと致します。 (山上真治委員 着席)</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>それでは会を続行致します。議案第 42 号「農業労働賃金等標準額の決定について」をお諮り致します。それでは説明をお願いします。 議案第 42 号「平成 31 年農業労働賃金等標準額の決定について」説明します。</p>

	<p>議長</p> <p>土井委員</p> <p>議長</p> <p>土井委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>土井委員</p> <p>議長</p>	<p>次のとおり、平成 31 年農業労働賃金等標準額について、本委員会の決定を求めるものです。 (資料は 7-1 頁と 7-2 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、7-1 が標準額の案でございます。湯梨浜営農センターから料金見直しの報告がありましたので、その報告に基づき表を作成しております。黄色く着色している項目が、標準額に変更があった個所でございます。参考までに次の頁 7-2 に前年との比較表を付けておりますので、ご確認をお願い致します。以上です。</p> <p>表をご覧頂きまして、皆さんの方から質疑ございましたら、どうぞ発言をしてください。表の見方は分かりますよね。</p> <p>ご発言はございませんか。</p> <p>はい。</p> <p>どうぞ。土井委員、どうぞ発言してください。</p> <p>えっと。ビニール張りが、随分、2 割カット。根拠は？</p> <p>これ、じゃあ事務局説明してください。</p> <p>果実部の方は協定料金と云う事で。果実部の方は全て自分で決めておられますので、その報告に基づいて参考で載せて頂いております。ビニール張りにつきましては、今年までは 8 時間で幾らと云う事で表現をしておられましたけれども、1 時間と云う事で決められたので料金の見直しを凶られた様です。その辺は、ひょっとしたら果実部の役員さんで情報をご存知の方があれば、補足をして頂いた方が。果実部の料金については。</p> <p>中村委員は知りませんか。</p> <p>えーっとね。このビニール張り自身が、結構、逆に今までが高いんじゃないかと云う話で。ただ作業的には楽じゃないか。私自身はちょっと、やったことが無いので内容が分かってないですけど。まあ、そう云う意見が多くあったので、こう云う形で今年変えています。</p> <p>土井委員、結構ですか。</p> <p>納得行かん。</p> <p>私の聞いたところによると、マルチ張りの作業と云うのはあまり無い様で、時間的に何時間とかと云う風な細切れな様でね。この方が運用しやすいんじゃないかと云う様な事は聞きましたけどね。ああそうですかと云う風に私の方も云う位の事で。</p>
--	--	---

	<p>横川委員 議長 横川委員</p>	<p>はい。すみません。 はいどうぞ。横川委員。 意見では無いですけど。私のずっとやって来た感想であります。葡萄のハウスと違いまして梨のハウスは全部その日の内に掛けてしまわないといけないんですわ。何てことは無い、農薬散布の関係がありまして。それで1日で掛けてしまいます。で、葡萄の場合は、今日はここ。朝夕出掛けて行くんですわ。で、そう言う関係で多分時間給でよろしいと思います。今までずっとやっているのは、何時から何時まで。大体このハウスだったら、この位の時間で終わるなと云う事で、私等やってます。ただその代り、各個々の怪我とかは別問題として。梨の場合は一遍に、その日の内に掛けてしまわなければいけないと云うのがありますので。そここのところでご検討をお願いします。</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>えーっと、事務局。下の所の協定賃金表と標準額表の違いを、ちょっと説明してくれる？ 議論が出てるんですけども、下の果実部の協定表は参考としておりますとおり、ここの審議外の部分になります。あくまで参考ですので、今日の審議には全く関わりがございませんので、ご了承お願い致します。審議頂くのは、水田と普通畑の、この表の上の方だけ。下の表はあくまで参考と云う事で、審議外でございますのでご了承をお願いします。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。と云う事でございます。その他に質疑はございますか。ご意見ございますか。それでは無い様でございますので、これで終結を致します。「平成31年農業労働賃金等標準額について」でございますが、この原案でお認めになる方、挙手をお願い致します。 《全員賛成》 はい、全員の方でございますので、議案第42号「平成31年農業労働賃金等標準額」の決定につきましては、この原案どおり認めることと致します。 以上で議事を終結致します。</p>
	<p>土井委員 議長</p>	<p>すみません。済んじゃってから申し訳ない。ロールベラーのワラ代と云うのは。 あっ、ロールベラーね。もう一度ちょっと元に戻します。標準額表でございますけども。水田作の方でこの話題出ました？</p>
	<p>土海委員 議長</p>	<p>出ましたけども、事務局の方から報告がありませんか？ 水田作のあっちの方から？来てる？</p>

<p>4 報告事項 (研修報告)</p>	<p>事務局 土海委員 議長 土海委員 議長 土海委員 議長 土井委員 山田推進委員 土海委員 議長 (議長)</p>	<p>いや、特に。変更があるのは、畔草刈りの金額だけが変更になって、後は一緒ですよと云う事で。</p> <p>それで、話をします。 お願いします。</p> <p>実はね、ここにあるロールベラー5,000円。それから稲ワラコンバイン、カッター3,000円。これを足して8,000円と云う事で、1反当り40玉くらい出来るんじゃないだろうかと云う。ざっとですよ。それで、それ割る8,000円と云う形にすれば、1玉200円と云う事で。それで多い少ないが出て来る。ほ場によっては。それから種類によっても違うし。コシは少ないし、それから最後のキヌムスメになると多くなるし。と云う事で、この会では難しいと。決めるのは難しいと云う事で決めませんでした。それで、これを計算してもらえれば40玉くらいと云う事で。1玉200円位かなと云う事で。北栄の方が250円だったかな。高いです。で、湯梨浜の方も単価を上げたらどうかと云う事も議論したんですけども、決まらないで、このとおりで。</p> <p>この現状で行くと。 はい。 と云う事だそうでございます。 はい。 1玉大体200円 この量で行くとね。後は個人交渉してくださいと。 田んぼの状況によって、また違うしな。はい、分かりました。はい、その他に、じゃあもう一度念を押してお尋ねします。その他にお尋ねはございますか。それでは無い様でございますので、再度お諮りを致します。議案第42号「平成31年農業労働賃金等標準額の決定」でございますが、原案どおり認めることに賛成の方は、再度でございますが挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》 はい。全員の方でございますので、議案第42号は原案どおり認めることと致します。 以上で議事を終結致します。報告事項に入りますが、その前に、研修会等々に出掛けて頂いた方がございますので、その様子をですね、掻い摘んでご報告を頂ければと思います。先ず日程準に行きまして、山形担い手サミットに参加して頂きました横川委員。一つ感想をお願いします。</p>
--------------------------	---	--

<p>報告事項 第 1 号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>横川委員 議長</p> <p>山下和子委員 議長</p> <p>山本美代子推進委員 議長</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>横川委員 報告 (中略)</p> <p>それでは四国の徳島で行われました、女性農業委員の方の研修会がございました。山下和子委員の方から報告を頂きます。</p> <p>山下和子委員 報告 (中略)</p> <p>では山本美代子推進委員、報告をお願いします。</p> <p>山本美代子推進委員 報告 (中略)</p> <p>こう云った風に、年間研修会がございます。どうぞ皆さんの出る機会がございましたら、出向いて頂きまして、研鑽を積み重ねて頂きたいと云う風に思います。それでは研修報告を以上で終わります。</p> <p>日程 4 番でございますが、報告第 1 号、第 2 号とございます。順次説明をお願い致します。</p> <p>議案書 8 頁をお願いできますでしょうか。報告事項第 1 号「農地転用現況確認状況について」説明します。次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p> <p>(資料は 8-1 頁と 8-2 頁)</p> <p>番号 1 届出人 白石●●、土地の表示 大字 白石——、地目は田、面積 500.00 m²、転用目的は 住宅兼事務所、許可指令年月日は平成 30 年 3 月 8 日、番号はご覧のとおりです。確認書交付日は 11 月 6 日。調査結果は、6 月 28 日基礎工事完了です。頁をめくって頂き 8-1 頁に航空写真による位置図をつけております。</p> <p>番号 2 届出人 旭●●、土地の表示 大字 旭——、地目は畑、面積 117 m²、転用目的は 駐車場、許可指令年月日は平成 30 年 9 月 3 日、番号はご覧のとおりです。確認書交付日は 11 月 6 日。調査結果は、10 月 30 日埋め立て造成・整地工事完了です。頁をめくって頂き 8-2 頁が航空写真による位置図です。以上です。</p>
<p>報告事項 第 2 号 時効取得による所有権移転登記の通知について</p>	<p>(事務局)</p>	<p>続いて報告事項第 2 号「時効取得による所有権移転登記の通知について」説明します。次のとおり、時効取得による所有権移転登記がなされた旨の通知があったので、報告するものです。</p> <p>番号 1 登記権利者 下浅津●●、登記義務者 長江●●、土地の表示 はわい長瀬——、地目は田、地籍 1,035 m²。登記受付年月日は 10 月 30 日、登記原因は昭和 28 年月日不詳時効取得でございます。以上です。</p>

<p>5 その他</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>はい。以上、1号2号報告をして頂きました。これは報告事項でございますので、ご承認をお願い致します。</p> <p>5番、その他に入ります。(1)番、「平成31年1月定例総会の日程について」を、お諮りを致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>○ 1月定例総会 1月10日(木)午後3時00分から</p> <p>○ 11月農家相談会の報告並びに12月農家相談会について 12月20日(木)午前9時00分から正午まで 別館1階 第5会議室 担当：山下 昇委員、土海政信委員、徳岡正裕推進委員</p> <p>議長</p> <p>○ 平成30年 農地賃借料情報について ○ 平成30年度版 「農地白書」について ○ 梨産地再生プランについて</p>
<p>6 閉会</p>	<p>議長</p>	<p>以上を持ちまして、総会を終了します。 (閉会 午後5時15分)</p>